

## 基礎的委託研究事業実施規程

### (目的)

第1条 この規程は、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「農研機構」という。）が実施する研究資金に係る事業についてその方針を定め、もって業務の適正な運営に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において事業とは、業務方法書第19条及び第20条に規定する基礎的委託研究に係る事業をいう。

### (透明性・公正性の確保)

第3条 農研機構は、生物系特定産業技術研究支援センター（以下「生研支援センター」という。）が実施する事業の透明性・公正性を確保するため、事業に関する事項について、生研支援センターの中立性を確保しなければならない。

### (権限の委任)

第4条 理事長は、事業の運営に関する権限を、生物系特定産業技術研究支援センター所長（以下「所長」という。）に委任する。

### (試験研究期間)

第5条 事業において実施する試験研究の実施期間は、事業の目的及び試験研究の内容に応じ、5年以内とする。ただし、生研支援センターが特に必要があると認める場合には、6年とすることができる。

### (研究機関又は課題の募集)

第6条 生研支援センターは、事業において実施する試験研究の決定に際し、試験研究を実施する研究機関又は課題を募集する。

2 生研支援センターは、前項の募集に当たり、次に掲げる事項を事前に公表する。

- 一 応募資格
- 二 試験研究費の規模
- 三 採択予定研究機関数又は課題数
- 四 募集期間
- 五 その他必要な事項

### (応募)

第7条 事業に応募しようとする者は、試験研究及び試験研究を行う研究者に関する必要

事項を記載した提案書その他生研支援センターが指定する書類を、生研支援センターに提出しなければならない。

- 2 事業に応募しようとする者は、生研支援センターが定める資格要件を有していなければならない。
- 3 試験研究を複数の研究機関等で構成される研究グループが共同で実施することを認めている事業について、当該試験研究を研究グループが共同で実施しようとする場合における第1項の応募は、当該研究グループを代表する研究機関等（以下「代表機関」という。）が行うものとする。

（研究機関又は課題の決定）

第8条 生研支援センターは、前条の規定により応募があったものの中から適切なものを、その実施する研究機関又は課題（以下「採択課題等」という。）として決定する。

- 2 生研支援センターは、前項の決定に当たっては、その公正かつ適正を期するため、組織規程（27規程第139号）第3条の規定に基づき設置する基礎的委託研究評議委員会（以下「評議委員会」という。）に諮るものとする。

（決定等の通知）

第9条 生研支援センターは、第7条の規定により応募をした者に対し、その選考の結果を通知する。

（委託試験研究契約等）

第10条 生研支援センターは、毎事業年度（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第36条第1項に規定する事業年度をいう。以下同じ。）、採択課題等に係る試験研究を実施する研究機関（研究グループにあっては代表機関。以下「受託機関」という。）との間で、試験研究の委託に関する契約（以下「委託試験研究契約」という。）を締結する。ただし、採択課題等に係る試験研究の実施期間が複数年度にわたる場合は、当該実施期間を対象とした複数年度契約によることができる。

- 2 受託機関は、前条の規定による通知を受けた後、委託試験研究契約の締結前までに、当該試験研究の計画（以下「試験研究計画」という。）を作成し、生研支援センターに提出しなければならない。この場合において、受託機関が研究グループである場合は、代表機関が当該研究グループに参画する他の研究機関等の試験研究計画を取りまとめて提出しなければならない。
- 3 生研支援センターは、前項の試験研究計画を踏まえ、採択課題等に係る試験研究費の額を決定する。
- 4 前各項に定めるもののほか、委託試験研究契約の締結等に関し必要な事項は、別に定める。

（試験研究内容の変更）

第11条 受託機関は、委託試験研究契約の締結後において、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、あらかじめ当該試験研究の内容等を変更する旨を生研支援セ

ンターに申請し、その承認を受けなければならない。

- 一 試験研究の内容の重大な変更をしようとするとき。
  - 二 試験研究を実施する研究者を変更しようとするとき。
- 2 生研支援センターは、前項の申請を受けたときは、次の各号のいずれかに合致する場合に限り、承認するものとする。
- 一 試験研究の内容の重大な変更にあつては、採択課題等の趣旨を逸脱しないと認められる場合
  - 二 試験研究を実施する研究者の変更にあつては、採択課題等に係る試験研究を実施する研究者の交代、増員又は減員を行う場合であつて、試験研究の遂行上必要かつやむを得ないと認められる場合
- 3 生研支援センターは、第1項の承認に際して、必要な条件を付することができる。

(試験研究の中止等)

- 第12条 受託機関は、委託試験研究契約の締結後において、当該委託に係る試験研究を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめその旨を生研支援センターに申請し、その承認を受けなければならない。
- 2 生研支援センターは、委託試験研究契約の締結後であっても、受託機関が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該委託に係る試験研究を中止し、又は廃止することができる。ただし、当該委託に係る試験研究のうち既に経過した期間に係る実施部分については、この限りではない。
- 一 受託機関から前条第1項の規定による変更する旨の申請があつた場合において、同条第2項の要件に合致しないとき。
  - 二 受託機関が前条第3項の規定により付した条件に違反したとき。
  - 三 受託機関が委託試験研究契約に違反したとき。
  - 四 第15条第5項の規定に該当するとき。
- 3 生研支援センターは、前項の規定により委託に係る試験研究を中止し、又は廃止したときは、その旨を速やかに受託機関に通知する。

(試験研究費の返還)

- 第13条 生研支援センターは、前条及び第15条第5項の規定により委託に係る試験研究を中止し、又は廃止した場合には、既に支出した試験研究費のうち当該中止し、又は廃止した日における使用未済金額について、受託機関から返還させるものとする。
- 2 生研支援センターは、前項の規定により試験研究費を返還させるときは、期限を定めて受託機関に返還を請求する。

(成果の報告)

- 第14条 生研支援センターは、受託機関に対し、毎事業年度終了後遅滞なく、当該事業年度における採択課題等に係る試験研究の成果に関する報告書（以下「試験研究成果報告書」という。）を提出させるものとする。

(成果の評価等)

第15条 生研支援センターは、原則として毎事業年度、採択課題等に係る試験研究の成果についての評価又は点検（以下「評価」という。）を行う。

2 生研支援センターは、評価を行うに当たっては、原則として、評議委員会に諮るものとする。

3 生研支援センターは、評価を行うに当たっては、受託機関等に対し、評価に必要な事項を報告させ、又は資料を提出させることができる。

4 生研支援センターは、評価を踏まえ、翌事業年度における採択課題等に係る試験研究費の額を決定することができる。

5 生研支援センターは、評価を踏まえ、必要に応じ、試験研究計画を変更させ、又は試験研究を廃止することができる。

## 第16条 削除

(成果の発表)

第17条 生研支援センターは、採択課題等に係る試験研究の終了後に、当該試験研究の成果を公表する。ただし、受託機関が業務上の支障があるとして、当該試験研究の成果の一部を公表しないよう求めたときは、両者協議の上、受託機関の利害に係る部分について公表しないことができる。

2 生研支援センターは、受託機関に対し、必要に応じ、当該試験研究の成果を発表させることができる。

3 受託機関は、前項の規定により当該試験研究の成果を公表する場合は、委託事業による成果である旨を明示するものとする。

(帳簿等)

第18条 受託機関は、採択課題等に係る試験研究費について、帳簿を備え、これに収入及び支出の額を記載するとともに、当該帳簿及びその支出の内容を証する書類について、当該試験研究の終了した事業年度の翌事業年度初日から起算して5年間これを保管しなければならない。

(調査及び報告)

第19条 生研支援センターは、事業の公正かつ効率的な実施を図るため、必要に応じ受託機関に対し、調査をし、又は報告を求めることができる。

(農研機構に所属する研究者の実施する試験研究の取扱い)

第20条 農研機構に所属する職員が、事業に試験研究課題等を応募し、又は採択課題等に係る試験研究を実施するときは、第7条から第15条まで及び第17条から前条までの規定に準じて取り扱うものとする。

2 農研機構に所属する職員の発明に係る知的財産権等の取扱いについては、別にこれを定める。

(雑則)

第21条 この規程に定めるもののほか、農研機構が実施する基礎的研究業務における事業に関し必要な事項は、所長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年10月1日から施行する。

附 則 (平成16.4.1 規程第73-1号)

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成18.4.1 規程第73-2号)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成20.4.1 規程第73-3号)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成20.10.1 規程第73-4号)

この規程は、平成20年10月1日から施行する。

附 則 (平成26.3.26 規程第73-5号)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27.4.1 27-3規程第73-6号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28.4.1 28-7規程第73-7号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。